

空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金交付事業

令和7年度

地域コミュニティの維持及び再生並びに地域の活性化に資することを目的に、空き家を地域の交流拠点等として10年以上有効に活用する場合、改修に要する経費の一部を補助します。

◆「空き家」・・・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に係る建築物であって、次のいずれにも該当するものをいいます。

ア) 本市の区域内に所在していること。

イ) 補助金の交付を申請する日において、居住の用に供されなくなった日からおおむね1年を経過していること。

ウ) 床面積の1/2以上に相当する部分が専ら居住の用に供されていたこと。

◆「地域の交流拠点等」・・・高齢者世帯、子育て世帯等多世代の交流のための地域交流施設その他の地域のコミュニティの維持及び再生並びに地域の活性化に資する施設をいいます。ただし、宗教活動、選挙活動又は公序良俗に反するおそれのある活動の用途に供するものは除きます。

募集受付期間

令和7年6月9日（月）～7月4日（金）

受付場所：和歌山市役所 本庁舎8階 耐震・空家対策課

※申請書類等の確認をするため、直接持参してください。

問合せ先

和歌山市耐震・空家対策課（本庁舎8階） ☎073-435-1091

1 補助金交付件数

1件（予定） ※審査により交付決定を行います。

2 補助金額

補助対象経費の合計額の2/3（上限300万円）

3 補助金の対象となる改修事業

空き家を地域の交流拠点等として10年以上有効に活用するために実施する改修事業で、次のいずれにも該当するもの

- （1）交付決定後に実施し、年度内に完了すること。
- （2）空き家の所在地の自治会の同意を得ていること。

4 対象経費

次の改修工事に係る経費

- ・台所・便所等 ・給排水・電気・ガス設備 ・外装・内装
- ・耐震改修 ・家財の撤去・廃棄 ・外構 等

5 補助対象者

空き家の所有者又は正当な占有権原を有する者（申請時は見込者を含みます。）

6 審査方法

提出された書類の内容を、事業の必要性、公益性、効果等を総合的に審査し、決定します。

7 申請に必要な書類

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④交流拠点等づくり活動計画書
- ⑤空き家の付近見取図
- ⑥空き家の配置図及び平面図
- ⑦空き家の外観の写真及び周辺との位置関係が分かる写真
- ⑧空き家がおおむね1年以上居住の用に供されなくなったことを明らかにする書類
- ⑨空き家及びその敷地の所有者を明らかにする書類
- ⑩賃貸借契約書の写し（空き家を賃貸借契約に基づき活用する場合に限る。）
- ⑪使用貸借契約書の写し（空き家を使用貸借契約に基づき活用する場合に限る。）
- ⑫改修事業に係る設計図面
- ⑬工事費見積明細書の写し（補助対象経費が明確に判別できるものに限る。）
- ⑭市税の納税（完納）証明書
- ⑮誓約書兼同意書

8 注意事項

- 改修事業の実施に当たっては、建築基準法、都市計画法等の許可等が必要な場合があります。事前に関係部局にご相談ください。
- 改修事業の完了後10年間、地域の交流拠点等としての管理状況等を市長に報告することが必要です。

補助申請の流れ

